

会 議 記 録

政策企画局 市民参加・協働推進課

開催日	平成 23 年 6 月 29 日(水)	開催時刻	13 時 30 分から 15 時 30 分
会議名	上田中央地域協議会(平成 23 年度第 4 回)		
出席者	浅井委員、飯島委員、伊藤委員、河田委員、神林委員、久保田委員、栗内委員、小林委員、佐藤浩委員、佐藤智恵子委員、塩入委員、中村委員、松澤委員、宮坂委員、宮島委員、宮本委員、村上委員、山田委員、渡邊委員 (欠席委員)安井委員 (事務局)足立地域振興政策幹、林市民参加・協働推進課長補佐、堀内市民参加・協働推進課主査 (説明者)小宮山市民参加・協働推進課長、大木管理課主査		
会議次第	<p>1 開会(足立政策幹)</p> <p>只今から第 4 回上田中央地域協議会を開催したいと思います。</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>改めまして皆さんご苦労様です。今月、臨時の会議を開きまして第 3 期の提言に向けて 3 つの分科会を尊重させて頂きました。それぞれの課題、テーマを掲げて頂く事になったわけですが、提言されたのは身近な課題です。公衆トイレ、歴史的資源の魅力ある地域振興や観光資源への活用策、歴史的町名、保存と活用の 3 つのテーマで分科会で取り組んで頂くことになりました。短い期間ではあるが、正副リーダーを中心に中身の濃いご検討をお願いします。</p> <p>また、上田市の自治基本条例が 4 月から施行された。今、なぜ条例が必要か小宮山課長からお話をお聞きしたいと思います。この条例が設定される背景が何であるのかという事を特にご理解を頂きたいと思います。又、二つ目の問題は公衆トイレですが、今朝の新聞でご覧頂いたと思いますが上田のお城と丸子、それぞれの地域でいたづらをされたと掲載されていました。上田市民がやったのか、外部の仕業か分かりませんが、この事についても心ないいたづらが影響を及ぼしている。今日は会議に入る前に連絡事項を申し上げてその後、二つのテーマを担当課の方から説明頂き、分科会に入りたいと思います。最終的には流れ解散にしたいと思う。宜しくご理解をお願い致します。</p> <p>事務局： では先に事務連絡をします。次回は 7 月 25 日月曜日です。8 月は 24 日水曜日</p>		

をお願いします。それでは会長の方で進行をお願いします。

3 会議事項

会長： 上田市お城口のトイレ改修工事について、担当課から説明があります。

都市建設部管理課： 皆さんこんにちは。都市建設部、管理課の施設管理担当を担当しております大木と申します。上田市公衆トイレについてという事で、概要をご説明させていただきます。場所はお城口の公衆トイレですが、平成 8 年に完成し、今年 15 年目になります。平成 8 年は長野オリンピックの前、新幹線開通の前の年になります。男性用、女性用、身障者用と分かれていて大変多くの方に利用されている施設です。市民の皆さんから寄せられる苦情では、綺麗に使用されていないかたり壊されていたりしている通報が挙げられます。実際かなり酷い状況で、今回、この改修事業を開始するきっかけとなっているので簡単にどんな事があったかについてお話しします。まず、綺麗に使用されていないという事で、特に忘新年会シーズンだと思いますが、戻したものが床に散乱している。それと、朝、女性用のトイレで、床に食べ物のカスが散らかっている。また、聞いた話では若い学生が洗面台の上で座り、飲食している。そして便器が壊され、壊される度に修繕。人の手では簡単に壊れないものまで壊れていて、恐らく何らかの道具を使って壊していると思われるのですが、なぜ、そこまでして壊さなくてはいけないのかと勝手に思っています。

このように多くの苦情が観光案内所にこれまで寄せられていました。清掃や修繕を行っていますが、残念で悲しい気持ちになります。上田駅は多くの通勤、通学者の他に観光客も多く、新幹線やしなの鉄道を利用し、旅の最初、又は最後にトイレへ立ち寄った際にトイレが汚ければ観光客にとって上田の印象はマイナスのイメージになってしまいます。東京の都営地下鉄や東京メトロでは駅のトイレを盛んに綺麗に整備しようと一生懸命取り組んでいます。やはり以前は上田駅と同じような状況だと聞きました。そこで、人間の心理として綺麗でとても高級感があれば、まず、いたずらはしないという心理があるようなので、今回、全面改修することになりました。トイレの設備もこの 15 年の間に進歩し、ユニバーサルデザインと言って誰もが快適に使えるようになっています。上田駅のトイレももっと魅力的になれば良いと考えています。

次にお配りしました資料について説明をします。今年度の予算として設計委託費が 150 万円、工事費が 2900 万円、合計 3050 万円を計上しています。男性用、女性用、身障者用全体を通してだが、床面、壁面、天井面を全面改修して荷物の置きスペースを拡充するとともに、設備、照明器具等全て一新していきたいと思っています。省エネ効果がある製品を発注するとか、消臭効果のある

設備を考えています。男性用トイレについては現状のレイアウトはそのまま、設備等は新しくしたいと考えています。また、スペースを拡充してさらに使いやすくしたいと思っています。女性用のトイレはレイアウトを変更し、人が動く動線を考慮していきたいと思います。手洗い用の洗面台の他にパウダーコーナーを設けて化粧品置き場、全身鏡を付けようと考えています。

多目的用トイレは今までの身障者の方のためのトイレとは限らず、誰もが使える多目的用トイレとして改修。具体的には、大型の多目的シート、これは赤ちゃんのオムツ替えシートの大型の物で介助が必要な方にも使えます。ドアは自動。現在、詳細設計にかかっています。設計事務所の方で進めています。

工事期間中については仮設トイレを置くスペースがないので出来るだけ短期間でやりたいと思っています。以上です。

会長： ありがとうございます。分科会でもトイレの研究するグループがあるので、ご協力頂きたいと思う。宜しく申し上げます。この事について質問ありますか。

委員： 洗面所だが、石鹸が使えないので付けて頂けるのか。それと荷物置き場では、コインを投入してお金が返ってくるコインロッカーを近くに設置して頂ければトイレの中に荷物置き場を設置しなくてもよいと思うがどうか。

管理課： 石鹸の件は、付いてないトイレが多い。理由として洗剤を入れる所にいたずらをする人がいます。なので、今は付いていない状態です。今回は石鹸を付けるが、他の人がいたずらできないような所から洗剤を入れるような設備にしたいと考えています。荷物の置き場の件は今の所、考えていないが、上田駅のコインロッカーは鉄道会社との関係もあるのですぐには回答できない状況です。

会長： では分科会もありますので、そこでまとめたご意見を管理課はじめとして、お願いしたい。以上ですが宜しく申し上げます。ちなみに器物損害の被害届は出しているか。

管理課： 被害件数もかなりあるので今のところ出していません。

会長： ありがとうございます。それでは続いて、4月から上田市自治基本条例が施行されているが、おそらく皆さんも詳細、内容についてはご存知ないと思う。今日はこの基本条例に最初から携わってきた小宮山市民参加・協働推進課長からご説明を頂きたいと思う。宜しく申し上げます。

市民参加・協働推進課： 皆さんこんにちは、市民参加・協働推進課長の小宮山です。

（なぜ、上田市自治基本条例が出来たのか、条例設定の背景等について、「逐条解説」、「カラー刷り概要版」に沿って説明。）

会長： ありがとうございます。事細かな説明については逐条解説で理解できると思うが、皆さんからご質問ありますか。

委員： 最後のP33 住民投票の件で、検討委員会の意見と違ったというお話がありました。どこがどう違ったのか。

市民参加・協働推進課： まず、条例検討委員会の住民投票の規定について、提案をいただいた内容は、年齢の要件について：投票権者を18歳以上としましょう、という提案をいただいた。現実には18歳以上は厳しく、公職選挙法の改正がなければ18歳以上とはなりません。現状では20歳以上という選挙権者の要件があります。また、常設型住民投票について：常設型であれば1/6の署名で議会を通さなくても住民投票が可能なケース、1/50の署名を集めれば議会に諮って住民投票になるケースについて、この2つを認めましょうという提案をいただきました。

最終報告の段階では、様々な市政に関する事案について議会の意見を踏まえることは重要であると考え最終的には個別型を選択しました。個別型は住民投票に諮る案件であるかどうかを議会で検討しますが、常設型は規定してある範囲の中の案件しか実行できないということになっています。それが住民投票に諮る案件かどうかを慎重に判断することが可能な個別型を選択したことになります。

委員： 分かりました。

会長： 現在、住民投票制度はどうなっているのですか？

市民参加・協働推進課： 市民の皆さんからの直接請求を受けて、議会に諮ったうえで投票が行われます。住民投票に限らず条例制定改廃について1/50の署名が必要になります。その中で住民投票条例を制定してもらい、投票することになります。今までは地方自治法の中でやってきました。今までと同じ制度でできない

事もありません。

委員： これを作らなかった場合どのようになっていたのか？

市民参加・協働推進課： 条例制定の背景の中でも少し触れさせていただきましたが、近い将来には明治時代と同じような人口になってしまうことが想定されます。今何もしなければ、実際にその状況になってからでは、市民の皆さんを含めて役割分担を考えておかないと非常に遅くなってしまいます。行政サービスを提供していくのは行政だけではない、という転換を早めにしていかないと対応できていけないと思われます。かといってこれを作らなければ、どうなるということは、明言できませんが、今のままで行きますと行政側だけの規定で理念だけで終わってしまい、これから実際にどう皆さんに理解していただくか、これから将来に向かって実行していけるのかどうか、どうしたらよいか具体的に考えていく必要があります。理解をしていくには時間がかかる課題ですが、まずは市役所の職員から、そして市民の皆さんも役割分担もしっかり理解して頂くことが重要です。

会長： さらにご意見はあるかと思いますが、とても重要な事でもあるので逐条解説等、皆さん目を通して頂きたい。私も二年にわたって関わり、行政側に提案した経過がある。納得していない部分もあるがこれからの10年15年先は今よりはるかに厳しくなる事は間違いない。子どもが減ると税金が入ってこなくなる。そういう実感が皆さんないと思う。基本条例の説明、トイレの説明もあった。まだ先が見えてこない部分があるが、その辺を各分科会で論議して方向を定めて欲しい。ひとまず、全体会議はこれで終わりにしたいと思う。分科会后、流れ解散とする。ありがとうございました。

(分科会の開催)

4 次回会議の開催と日程について

第5回中央地域協議会 平成23年7月25日(月)

第6回中央地域協議会 平成23年8月24日(水)

5 閉会